

宮代町国民健康保険税率の見直しについて

～ 県内保険税水準の統一・赤字解消に向けて ～

1 埼玉県保険税水準統一の考え方

保険税水準の統一は、埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）に基づき、段階的に進めていくものとされている。

[保険税水準の統一の目的]

- ・ 県内の保険給付の負担を全市町村で支え合うため、財政の安定化につなげる。
- ・ 市町村で保険税額が統一されるため、被保険者間の公平性の確保につなげる。

(1) 準統一（市町村標準保険税率の適用）

令和9年度から収納率格差以外の項目を統一するもの。賦課方式は2方式（所得割・均等割）で統一、賦課限度額は政令同額で統一。

収納率格差とは、市町村間の収納率の差を指す。そのため、準統一では、被保険者規模により標準的な収納率を5段階に分類し、標準保険税率を算定する。

(2) 完全統一（都道府県標準保険税率の適用）

収納対策の強化に取り組むことにより、収納率格差を縮小し、令和12年度から完全統一するもの。

	R3～5 年度	R6～8 年度	R9～11 年度	R12 年度
運営方針	第2期運営方針	第3期運営方針		(第4期)
保険税水準の統一	市町村ごとに設定		準統一	完全統一

(3) 国民健康保険事業費納付金額及び市町村標準保険税率の提示

県から各市町村へ国民健康保険事業費納付金額が示され、各市町村は県へ納付金を支払う。町が納付する納付金や保健事業に必要な支出額は保険税で集めなければならないとされており、県は支出に必要な額を各市町村が確保できるよう、毎年、市町村標準保険税率を示している。

しかし、多くの市町村では県の示す市町村標準保険税率と実際の税率に乖離が生じている。また、収入が不足した場合は一般会計から繰入（法定外）を行うこととなり、赤字が生じる。

2 宮代町の税率見直しの経緯

(1) 平成 29 年度 国保税率の見直しを実施 4 方式から 2 方式へ

(2) 平成 31 年度 国保税率の見直しを実施

以後、県の示す標準保険税率を参考にしつつ、以下の方針を決定

- ・ 定期的な見直し ⇒ 2 年毎に税率等の見直しを行う（令和 3、5、7 年度）
- ・ 一定のルール付け ⇒ 改正前年度の赤字額の概ね半分を順次解消（当面）
- ・ 急激な負担増を回避 ⇒ 広域後の財政状況を注視、一定の範囲内で赤字解消

(3) 令和 3 年度 国保税率の見直しを延期

新型コロナウイルス感染症が終息する兆しもなく、第 2 波への警戒が必要となる。国保加入者は非正規社員等が多く、保険税の値上げの影響も大きい。

⇒ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、令和 3 年度国保税率の見直しを延期。

(4) 令和 4 年度 国保税率を据え置き

県への納付金が約 1 億円減額されたことから、令和 2 年度決算において、約 5 千万円の黒字が生じた。新型コロナウイルス感染症拡大（受診控え等）による納付金への影響が、後年度に出る見込み。

⇒ 令和 4 年度は国保税率を据え置き、令和 5・7 年度に国保税率の見直しを行う。

(5) 令和 5 年度 国保税率の見直しを実施

県国保運営方針（第 2 期）において、令和 9 年度には保険税水準の統一と赤字解消への取組が求められている。加入者の生活状況を十分踏まえ、標準保険税率を見据えながら保険税率を設定し、段階的に令和 8 年度までの赤字解消に努めていく。

⇒ 令和 5・7 年度の国保税率の見直しを決定。

(6) 令和 6 年度 国保税率の見直しを実施

赤字解消額 4,600 万円を見込み、精算後の赤字見込みを 3,000 万円と試算（R6.10 月現在）※令和 6 年度精算後の会計収支は△7,100 万円（決算予定額）

⇒ 令和 7 年度の大幅な国保税率の見直しを決定

参考：被保険者 1 人あたりの県必要保険税額・町保険税額・赤字額、会計収支額の推移

	R3	R4	R5	R6	R7
県必要保険税額(円)	113,056	121,027	123,852	130,877	130,676
町保険税額(円)	87,391	91,073	94,419	99,019	106,677
赤字額(円)	5,346	8,626	7,853	11,818	-

会計収支額(千円)	△38,759	△57,602	△49,810	△71,118	-
-----------	---------	---------	---------	---------	---

参考：令和 7 年度の赤字解消の見込額

国民健康保険税

現年課税分	予算積算額	607,952千円
	試算額	640,887千円（R7,6月）
	差し引き	32,935千円

32,935千円－43,951千円(法定外繰入金)＝△11,016千円(会計収支額)

3 宮代町の現状と今後の見通し

(1) 被保険者数の推移

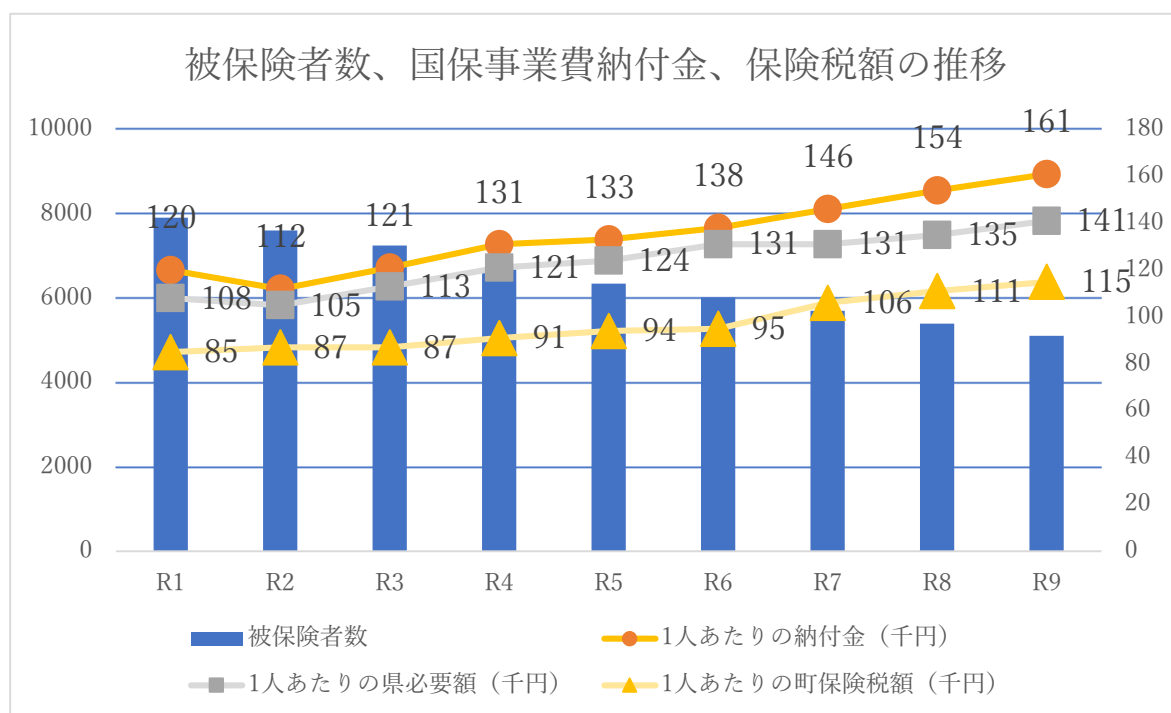
被保険者数は年々減少しており、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて団塊の世代が後期高齢者に移行したことや、令和 4 年 10 月から社会保険の適用拡大したことにより、今後も被保険者数の減少は続くと考えられる。

(2) 国民健康保険事業費納付金の推移

埼玉県から示される国民健康保険事業費納付金は、年度によって増減しているため、今後の見込みが難しい状況にあるが、今後も増加傾向にあると考えられる。

(3) 1 人あたりの保険税額

国民健康保険事業納付金の算定時に埼玉県が示す必要保険税額と、実際の保険税額（収納額）に乖離が生じており、今後さらに差が開いていくことが考えられる。



※R1～R5 は実績、R6 は予算時積算、R7・R8 は推計

参考：令和 7 年度標準保険税率（宮代町）との差

	医療分		支援金分		介護分		医療+支援金+介護	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)
R7税率	7.38	40,000	2.54	14,400	2.24	15,700	12.16	70,100
標準保険税率	7.33	44,976	2.73	16,472	2.25	16,181	12.31	77,629
差	0.05	△ 4,976	△ 0.19	△ 2,072	△ 0.01	△ 481	△ 0.15	△ 7,529

（４）一般会計からの繰入（法定外）による赤字額

国民健康保険特別会計の収入は、保険税、公費、保険税軽減や国保事務職員分給与費・出産育児一時金等への一般会計からの繰入金（法定内）で賄っている。

しかし、これらの収入で不足した場合、さらに一般会計から繰入（法定外）を行うことになる。この部分が赤字とされている。※赤字額の推移は P2 参照

埼玉県の方針に合わせて令和 8 年度までに赤字を解消できるようにするためには、県から示された標準保険税率を参考に税率改正を行わなければならない、税率の引き上げが必要となる。

5 令和 8 年度保険税率改正の必要性と懸念事項

- ・県方針により令和 8 年度決算時に赤字解消が求められている
- ・大幅な税率の見直しによる令和 7 年度の収納率の変化など影響が見えない
- ・令和 8 年度から、新たに子ども・子育て支援金制度が創設され負担増が決定している
- ・物価高により日常生活の影響が続いている

参考：収納率の推移

国民健康保険税 現年課税分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	95.5%	95.1%	95.5%

参考：子ども・子育て支援金の負担額

加入者一人当たり平均月額

	令和 8 年度見込み額	令和 9 年度見込み額	令和 10 年度見込み額
国民健康保険	250 円 (参考) 一世帯当たり 350 円	300 円 (参考) 一世帯当たり 450 円	400 円 (参考) 一世帯当たり 600 円

※低所得者に対する応益支援金の軽減措置（7 割、5 割、2 割）

※18 歳に達する日の以後の最初の 3 月 31 日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の 10 割軽減

国保税率の見直しスケジュール（案）

- R7.8月 第2回国保運営協議会 ・国保税率等見直しの諮問
 議会全員協議会での説明 ・国保税率等見直しについて
- 11月 第3回国保運営協議会 ・国保税率見直しの検討
- 1月 第4回国保運営協議会 ・答申内容の検討
 町長へ答申
- 2月 自治体経営会議 ・町の方針決定
 議会全員協議会での説明 ・答申を受け、国保税率等の見直しについて
- 3月 議会 ・国保税条例の一部改正（案）の提案
- R7.5月 町広報誌 ・令和8年度国保税率について周知
- 6月 国保加入者 ・加入世帯への通知（国保税率改正内容）
- 7月 令和8年度国保税納税通知書の送付

参考：近隣市町の令和7年度保険税率と改正状況

	医療分		支援金分		介護分		医療+支援金+介護		R7標準保険税率		R7一人 当たり 保険税 必要額 (円)
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	
加須市	7.50	40,700	2.30	10,500	2.40	11,000	12.20	62,200	11.87	74,924	118,435
春日部市	7.65	39,400	2.53	14,500	2.11	14,900	12.29	68,800	12.92	81,442	130,814
羽生市	7.20	32,500	2.80	15,500	2.30	15,500	12.30	63,500	12.41	78,262	120,715
草加市	7.87	37,000	2.63	11,600	2.23	13,500	12.73	62,100	12.81	80,785	138,897
越谷市	7.50	31,900	2.50	11,500	2.20	12,000	12.20	55,400	12.65	79,734	136,371
久喜市	7.81	39,000	3.09	16,600	2.87	16,200	13.77	71,800	12.35	77,857	125,805
八潮市	7.80	35,000	2.50	15,000	2.30	14,000	12.60	64,000	12.36	77,910	140,418
三郷市	7.20	32,800	2.50	11,600	2.20	13,700	11.90	58,100	13.04	82,162	148,576
蓮田市	7.15	30,000	2.50	11,000	1.85	14,000	11.50	55,000	12.65	79,760	136,958
宮代町	7.38	40,000	2.54	14,400	2.24	15,700	12.16	70,100	12.31	77,629	130,676
白岡市	7.15	33,600	2.54	15,200	2.25	15,800	11.94	64,600	12.46	78,538	138,399
幸手市	7.60	42,000	2.60	15,000	2.30	15,000	12.50	72,000	12.55	79,073	125,928
杉戸町	6.70	34,000	2.70	12,000	2.40	14,000	11.80	60,000	12.24	77,246	129,095
松伏町	7.80	37,400	2.00	10,400	1.60	12,300	11.40	60,100	12.56	79,250	138,370
吉川市	6.90	37,000	2.50	11,000	2.30	14,000	11.70	62,000	12.22	76,934	137,021

※表中、網掛けは改正箇所、うち太字は負担減